

調理師による県民の食生活の向上に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、県内で調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって県民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「調理師」とは、調理師法（昭和三十三年法律第四百四十七号）第二条に規定する調理師をいう。

（調理師の責務）

第三条 調理師は、県民の食生活の向上に資するため、自ら調理技術の研鑽に努めるとともに、安全な食材等に関する知識を習得し、常にその資質の向上に努めなければならない。

（調理師の設置）

第四条 多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舍、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第十四号若しくは第三十二号に掲げる営業（県内の施設又は営業に限る。以下「飲食店営業等」という。）の設置者又は営業者は、当該飲食店営業等における調理の業務を行わせるため、当該飲食店営業等の施設ごとに、調理師を置くよう努めなければならない。

（講習）

第五条 飲食店営業等における調理の業務を行う調理師は、その資質の向上のため、知事が指定する講習を五年ごとに受けるよう努めなければならない。

- 2 飲食店営業等の設置者又は営業者は、当該飲食店営業等における調理の業務を行う調理師が、前項の講習を受けることができるよう配慮するものとする。
- 3 第一項の講習の内容については、知事が別に定める。

（財政上の措置）

第六条 県は、調理師の資質を向上させることにより、県民の食生活を向上させるための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（見直し）

第八条 知事は、毎年一回、この条例の施行の状況について、公表するものとする。

- 2 知事は、この条例の施行の状況等を勘案し、四年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。